

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書

1. 申出権者現住所・氏名・電話番号をご記入ください

生活保護受給当時の世帯主がご存命の場合は世帯主、世帯主の方がお亡くなりになっている場合は「4.」の記載をご確認の上、申出権者をご記入ください。

※現住所は申出権者の郵送物が届く住所をご記入ください

※法定代理人を除く代理人からの申請で、委任状の提出がない場合、本欄記載の電話番号・住所に確認や決定のご連絡をいたします。

※法定代理人からの申出の場合、本欄の電話番号は法定代理人のご連絡先をご記載ください（現住所と氏名は申出権者の現住所と氏名をご記入ください）

エ. 世帯構成（平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの期間において、保護を受給していた世帯員すべてを記載してください。申出日時点で死亡している世帯員については「死亡」欄に○をしてください）

（フリガナ） 氏名	世帯主 との続柄	生年月日	生活保護受給期間 （ 年 月 日）	死亡 （申出日 時点）
--------------	-------------	------	----------------------	-------------------

2. 生活保護を受給されていた世帯主及び世帯員の情報をご記入ください。

- ・生活保護受給期間：正確な期間が不明な場合はおおよその思い出せる期間をご記入ください
- ・死亡：本申出書の記入時点で亡くなられている方がいらっしゃる場合、該当者の死亡欄に○をご記入ください

【添付いただく戸籍謄本の写しについて】

- ・「世帯構成欄」にご記載いただいた方の最新の戸籍謄本の写しを添付ください
- ・一枚の戸籍謄本写しでご記載いただいた方の全部が載っている場合は 1 枚で構いません
- ・「世帯構成欄」にご記載いただいた方がお亡くなりになっている場合、死亡日の記載がある戸籍謄本の写しが必要になります
- ・戸籍謄本の取得方法については、本籍地を管轄する自治体の戸籍係へご確認ください
- ・戸籍謄本は発行から 3 か月以内のものを添付してください

【過去墨田区で生活保護を受給しており、現在墨田区以外で生活保護を受給されている方】

- ・「世帯構成欄」にご記載の上、戸籍謄本の代わりに、生活保護受給証明書の写しを添付ください

【外国籍の方で該当期間に生活保護を受給されていた方】

- ・「世帯構成欄」にご記載の上、戸籍謄本の代わりに住民票の写しを添付ください
- ・住民票は発行から 3 か月以内のものを添付してください

2. 保護を受給していた当時の居所（選択肢をチェックしてください。）

申出先の自治体で保護を受給されていた期間の居所が、

- ☐ 現住所と同じ
☐ 現住所と異なる（異なる場合は以下の「当時の居所」及び「期間」を記載願います。）

※複数の居所がある場合は、追加で記載願います。
（当時の居所）

3. 現住所と受給当時の住所が異なる場合はご記入ください。

- ・番地等、正確に思い出せない場合は、分かる範囲内でご記入ください

（期間） 年 月 日～ 年 月 日

※ 居所には、当時住んでいた場所を記載ください。

4. 受給当時の世帯主の方の振込先をご記入の上、振込先が分かる口座の写しを添付ください

- ・受給当時の世帯主の方がお亡くなりになっている場合、申出権者の振込先をご記入の上、振込先が分かる口座の写しを添付ください
・口座振込が出来ない方は、コールセンター（03-6741-9595）までご相談ください。

【受給当時の世帯主の方がお亡くなりになっている場合の申出権者】

以下の優先順位となります。

- ・当時保護を受給していた①配偶者（届出を行っていないが事実婚も含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪

※受給当時の世帯主の方がお亡くなりになっている場合は①の方が申出権者となります。①の方もお亡くなりになっている、あるいは当時保護を受給していない場合は②の方が、申出権者となります。

他の世帯員の氏名

電話番号（携帯または自宅）

次ページへ続く

当時の最低生活費の確認のため、申出者及び世帯員について、該当する加算等を記載してください。（該当がない場合は、記載不要。）

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、 該当がある場合に記載ください。)	拳証資料の例
入院患者 日用品費 (当時、1 か月をこえる入院期間があった場合は、入院期間を記載してください。)	氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名： _____) 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名： _____) 氏名： _____ 期間： 年 月～ 年 月 (医療機関名： _____)	—

拳証資料につきましては、「拳証資料の例」欄を参考に、準備が可能なものを合わせて添付ください。

※ 複数の該当期間がある場合は、適宜追加で余白に記載ください。 次ページへ続く

申出に係る加算等の種類	該当する内容 (平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までのうち、該当がある場合に記載ください。)	挙証資料の例
母子加算 (当時、ひとり親世帯の期間があり、母子加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	児童扶養手当の証書・通知書 または 母子加算の決定に関する保護決定通知書
妊産婦加算 (当時、妊産婦の期間があり、妊産婦加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	母子健康手帳 または 妊産婦加算の決定に関する保護決定通知書
在宅患者加算 (当時、在宅患者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	結核治療に係る書類 または 在宅患者加算に関する保護決定通知書
放射線障害者加算 (当時、放射線障害者加算が算定されていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月	被爆者健康手帳、原爆症認定に係る書類 または 保護決定通知書
未成年者控除 (20 歳未満控除) (当時、20 歳未満で、就労収入があり、未成年者控除 (20 歳未満控除) がされていた期間を記載してください。)	氏名： 期間： 年 月～ 年 月 就労先：	20 歳未満の就労に係る給与明細、通帳履歴 (就労収入の状況が分かるもの) または 20 歳未満控除に関する保護決定通知書

※複数の該当期間がある場合は、適宜、追加で余白に記載ください。

申出書の記載内容は以上となります。

【留意事項】

- ※ 1 不実の申請その他不正な手段により申出に基づく支給を受けた場合は、刑法の規定によって処罰されることがあります。
- ※ 2 本申出は当時の世帯主が行うものとなります (当時の世帯主が複数存在する場合は、保護廃止時点における世帯主。以下同じ。)。当時の世帯主が死亡している場合は、当時の世帯主に準ずる者が申出を行ってください。(準ずる者は、①配偶者 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦曾孫又は⑧甥姪の順となる。)。なお、同一順位の者が複数いる場合は、代表するものが申出を行ってください。
- ※ 3 申出権者による申出が困難な場合で、代理人が申出するときは、別途委任状を添付ください。
- ※ 4 申出内容の確認等のため、申出者の連絡先へ、必要に応じてご連絡することがあります。

福祉事務所長 殿

同意書

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付の決定のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の保護の受給状況を確認するため、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等に伝えて構いません。

6. 申出権者の方の情報をご記入ください。

【申出に当たってのチェックリスト】

① 申出書に添付する書類

下記が全て添付されているかチェックの上、申出をお願いいたします。

(電子申出（マイナポータル等）の場合は写真を添付、郵送の場合は写しを添付願います。)

【必ずご提出いただく資料】

7. 添付いただく資料をご確認の上、ご用意をお願いいたします。

- ・止むを得ずご用意が困難な場合（発行元から発行が困難と伝えられた場合）は以下をメモ等にご記入の上、ご同封ください
- ・本籍地以外で広域交付にて戸籍謄本を取得しようとする、直系親族以外の戸籍謄本が取得できませんので、ご注意ください
- ・戸籍謄本（附票含む）を取得される場合は、取得先の自治体へ請求に必要なものを事前にご確認ください

【発行元から発行が困難と伝えられた場合のメモにご記入いただく項目】

- ・発行が困難な資料名
- ・発行が困難な理由
- ・発行元機関名（自治体名称）

※ 原則として、発行から3か月以内の住民票を添付してください

※ 保護受給中の場合は、住民票に代えて保護受給証明書によることも可

8. 代理による申出を行う場合

- ・代理申出に係る委任状に必要事項をご記入ください（法定代理人による代理人申出の場合、委任状は不要です）

【代理人になれる方】

- ・住民票上、申出権者と同じ世帯に属する世帯員
- ・法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人 等）
- ・親族や本人の身の回りの世話をしている施設等の職員

【代理人が申請する場合に追加でご提出いただくもの】

代理人に係る証明書類（（1）と（2）の両方）

（1）身分証明書類

：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））、運転免許証の写し、在留カードの写し等の身分証明書類

（2）その他の書類

- ・世帯員及び親族：戸籍謄本
- ・法定代理人：委任者本人の戸籍謄本または登記事項証明書
- ・施設等の職員：職員であることが分かる書類

委任状

(平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付に係る申出書)

墨田区福祉事務所長 殿

9. 申出権者の氏名と記入日をご記入ください

平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付に係る申出について、下記の者を代理人に定めて、申出書作成・提出及び添付書類の提出を委任します。

記

10. 代理人の住所・氏名・電話番号をご記入ください

※ 法定代理人を除く、代理人からの申請では本委任状を必ず添付ください

※ 代理人に係る証明書類（(1) と (2) の両方）

(1) 身分証明書類

：マイナンバーカードの写し（表面（番号の記載がない面））、
運転免許証の写し、在留カードの写し等の身分証明書類

(2) その他の書類

- ・ 世帯員及び親族：戸籍謄本
- ・ 施設等の職員：職員であることが分かる書類